

4. 新市庁舎のあり方

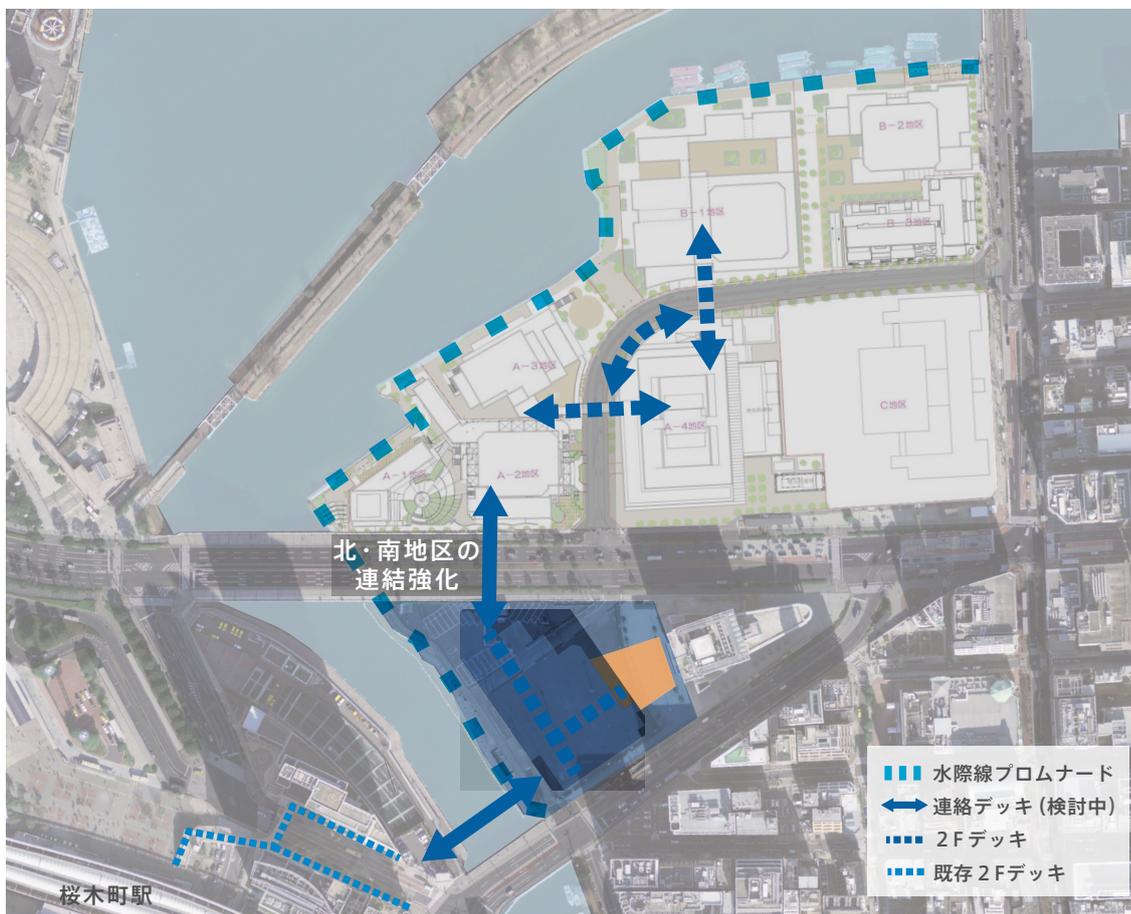
4-2. デザインのポイント～川沿いファサード・デッキ

大岡川沿いのファサード

桜木町駅や野毛方面、みなとみらい21からの歩行者は、大岡川に架かる橋を渡って新市庁舎にアクセスすることになります。大岡川による大きな引きの空間があるため、新市庁舎の大岡川に面したファサードはそうした人の流れを迎え入れる、大切なファサードになります。また、桜木町・野毛方向からの歩行者連絡デッキについて検討中ですが、その取付き方やファサードとの関係、さらには大岡川沿い既存ウッドデッキと連続する外構のつくり方や商業スペースとのつながりなど、低層部の賑わいが表出する場所になることから、十分な建築的、ランドスケープ的な工夫が必要です。



川に面し建物と一体的に整備された、歩行者空間と開放的で人を迎え入れるためのファサードの事例



検討中の歩行者連絡デッキの建築への取り付き方や、下部への影響について、十分な配慮が必要となります。

低層部と連絡デッキ・2F デッキのあり方

本市では、桜木町駅方面からの主要なアクセスとして、また北仲通北地区との接続強化のため、それぞれ連絡デッキの設置を検討しています。2F デッキのあり方（例えば、2F デッキを張り出す形にするか、建物内部におさまった形にするか、またはその複合とするのか）は低層部ファサードに大きな影響を及ぼすことから、十分な工夫を行う必要があります。また、その影響はファサードだけでなく、デッキ下の空間や2Fの商業施設、市民活動スペースの配置、さらにそれらの諸室と水辺との関係とも影響することから、総合的にその配置を判断することが重要です。建物の角など、建築の重要な要素となる部分との関係や、下部に落ちる構造、階段などにも留意し、ファサードの分節やアクセントとして、利用することも考えられます。連絡デッキ・2F デッキと屋根付き広場との接続についても、魅力的な空間構成とあわせて検討します。



日産グローバル本社

建物内を貫通する通り抜け空間を、吹き抜け空間と上手く関連させて魅力的なPR空間としている事例。

みなとみらいにみるデッキの取付き方の事例



県民共済プラザビル

建物に半ば取り込んだデッキにつくられたエントランス部分は、天井の高い空間を配してアクセントとしている事例。



富士ゼロックス R&D スクエア

連絡デッキの取付き部分をきつかけに、張り出した2Fデッキの下部に大きな空間を設け、デザインとしてもデッキを低層部のアクセントとしている事例。



みなとみらいグランドセントラルタワー

2F デッキをガラスのファサードによって半屋外空間として、上下動線にもあわせて滞留空間を設けている事例。

4. 新市庁舎のあり方

4-3. 環境

環境配慮とその表現について

- ・環境未来都市 横浜にふさわしい、環境性能を備えた庁舎とします。
- ・単に装置や設備としてだけでなく、空間やソフトと関連させた環境配慮を取り入れます。
- ・特に高層部ファサードや屋根付き広場では環境配慮とデザインを融合させ、これからの横浜らしい景観に資するよう工夫します。

環境未来都市 横浜

～ひと・もの・ことがつながり、うごき、時代に先駆ける価値を生み出す「みなと」～

横浜市は、人口増に伴うエネルギー消費量の増加などの課題を総合的に解決するために、5つの分野「低炭素・省エネルギー」「水・自然環境」「超高齢化対応」「クリエイティビティ」「チャレンジ」に取り組みます。そして5つの分野を高めた相乗効果によって環境・社会・経済という3つの側面から都市の価値を高め、「誰もが暮らしたいまち」「誰もが活力あるまち」を実現し、人々の生活の質を高めていきます。

参照：横浜市「環境未来都市」計画概要
(<http://www.city.yokohama.lg.jp/ondan/futurecity/pdf/keikaku-gaiyou.pdf>)

環境配慮と空間について

単に装置や設備だけで環境配慮を図るだけではなく、居心地のいい空間や、そこで行われる活動と関連させて解くことも考えます。具体的には、吹き抜け空間を利用した集熱や透過性のあるソーラーパネルによって木漏れ日のような光環境をつくり出すなどの工夫を検討します。

また、大岡川に面していることや海が近いことなどの場所性をうまく活かした環境配慮の方法を考えます。



自然光や自然換気の為のスペースが居心地のいい空間としても使われています。

高層棟・屋根付き広場について

高層棟、屋根付き広場については、その高い視認性を利用して、積極的な環境配慮を行なうことで、横浜市の環境への高い関心を示すように努めます。同時に、「クリエイティビティ」を用いて、環境配慮のアピールをこれからの横浜らしい景観に資する品位あるファサードの表現として昇華させることを考えます。また、それら総合的なデザインが、市民活動スペースや執務空間の質を向上させ、よりよい活動が行われるような空間をサポートすることを期待します。



コメルツ銀行タワー

中心部を貫くアトリウムと光と緑の入るスカイガーデンにオフィス空間が配され、スカイガーデンの窓から入った新鮮な外気はアトリウムを通過してオフィス空間に行きわたります。



日産グローバル本社

船の帆をイメージした外観を特徴づけるルーバーは夏は直射日光を遮断し、冬は光を部屋の奥に導きます。

建物中央の吹き抜けを通じて光を取り入れつつ自然換気を取り入れています。



埼玉県立大学

四層吹抜けのメディア・ギャラリーでは、天井懐にたまった熱気を冬場は床下から吹き出し、逆に夏場は積極的に外部に排出する大規模なパッシブソーラーを採用しています。



NY TIMES building

セラミックの特徴的なルーバーが直射日光を遮断し、時には内部に取り入れることで室内環境に貢献するとともに、ファサードの表情をつくっています。

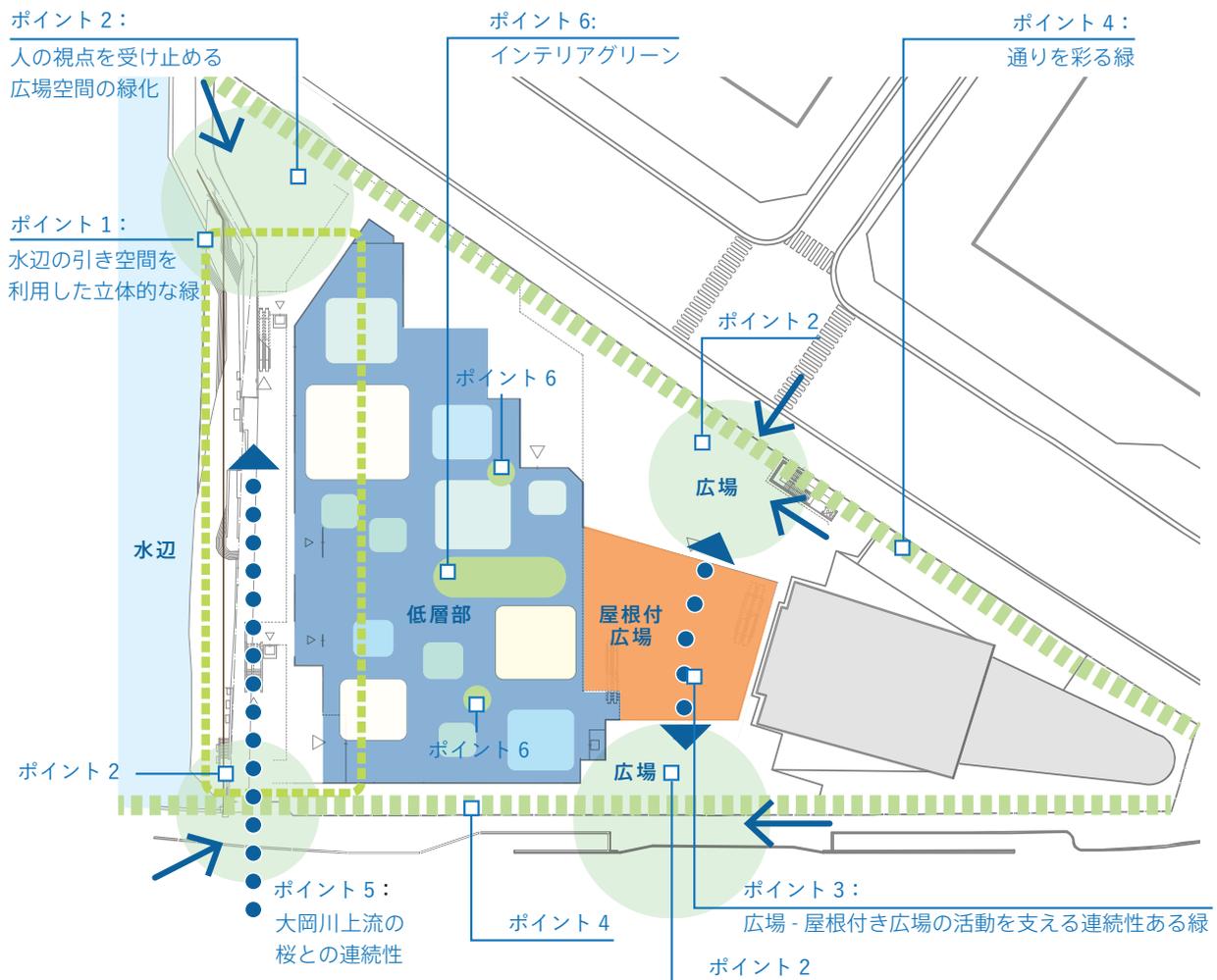
4. 新市庁舎のあり方

4-4. 緑化

緑化について

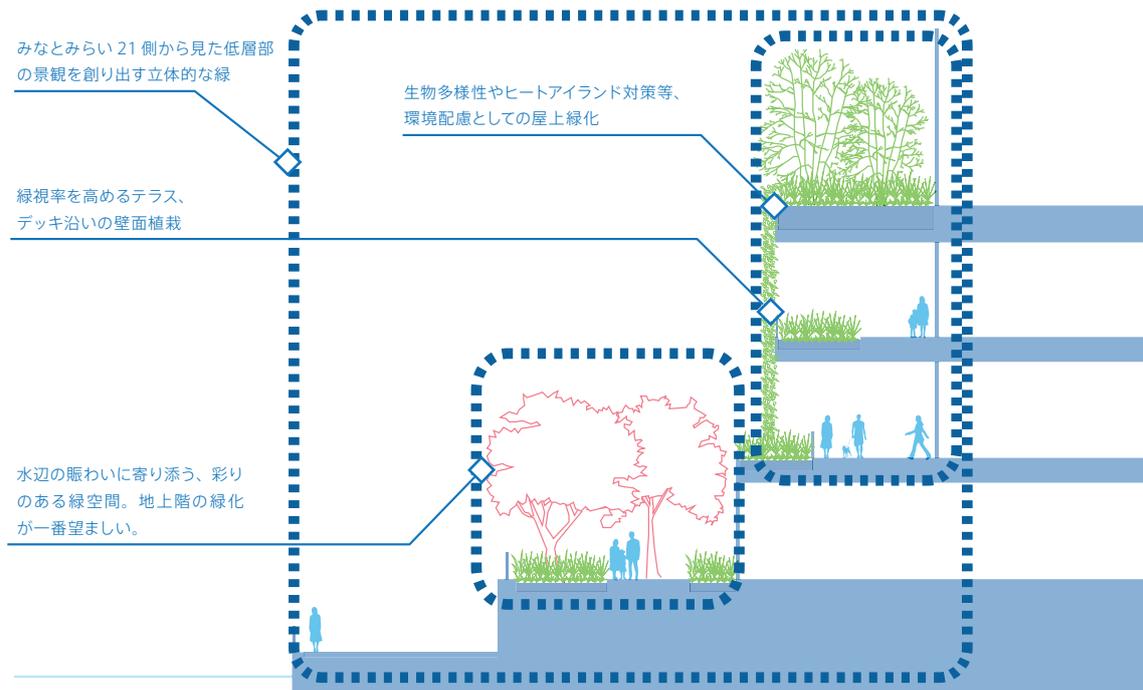
- ・横浜市の特徴となるような、大胆で魅力的な緑化空間の整備を行います。
- ・周辺環境や建築と調和した緑空間を創出します。
- ・緑化の量だけでなく、横浜らしさや緑化の質を感じられる空間をつくります。

横浜市では、みどりアップ計画に基づき、緑の保全・創造に力を入れています。新市庁舎の整備にあたっては、緑の取組に力を入れている横浜市の特徴となるような、大胆で魅力的な緑化が求められています。



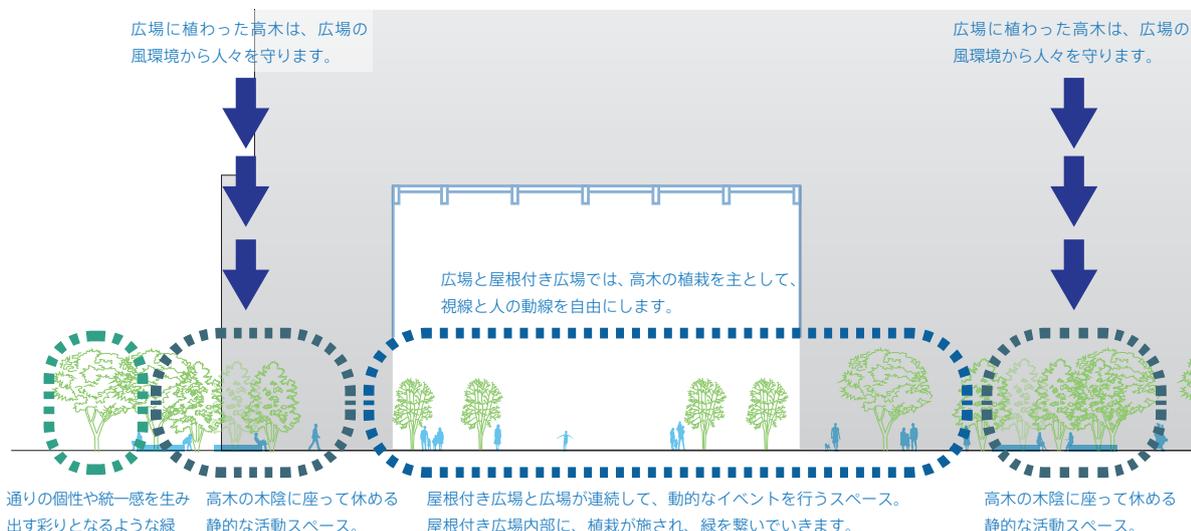
大岡川の緑について：ポイント1,5

大岡川に面したエリアでは、テラスや屋上緑化、壁面緑化等を使った立体的な緑化を行い、建築のファサードと一体となって良好な環境を生み出す緑を創出するとともに、桜の名所として知られる大岡川上流との連続性への配慮や四季折々の表情を魅せる多様な植物が水辺空間を彩る計画とし、周辺及び建築内部からの視認性の高い緑とします。



広場と通りの緑について：ポイント2,3,4,6

広場の緑は、人の流れに沿ってアイキャッチとなるような視認性の高い緑とします。屋外及び屋根付き広場を連続的に捉え、緑のつながりや広場の一体感を考慮します。また、緑は高木を中心に構成し、低層部での活動を阻外せず、植栽柵のベンチ化や緑陰の提供、ビル風から人々を守るしつらえ等、人々の営みを支える緑とします。加えて、市民利用の多い低層部を中心に室内の緑化も考えます。



4. 新市庁舎のあり方

4-4. 緑化

緑化ポイントごとの事例

ポイント1



アクロス福岡

一部公共施設でありながら、積極的に立体的な緑化を取り入れ、地域のランドマークとなっています。



MARK IS みなとみらい

小さなスケールで建物自体を分節しながら、その手法の一つに緑化を積極的に取り入れ、立体的な回遊性も実現しています。

ポイント2



くすのき広場

建築、通行空間を一体的に整備しつつ、広場の名前にもなった象徴的な緑となっています。整備によって緑だけでなく花のある明るい空間となりました。



大手町の森

多様な樹種、地形など本物に近い森を再現し、都心に話題となるような象徴的な緑化空間を出現させています。

ポイント3



みなとみらいグランドセントラルタワー

イベント利用を考慮しつつ、積極的な高木の緑化を施したアトリウムの事例。

ポイント4



日本大通りの銀杏

防火帯として植えられた古い銀杏並木が季節を演出し、通りの特徴となっています。

ポイント5



大岡川の桜

桜の季節には沿道から、また水上からも桜を見に多くの人が大岡川を訪れます。

ポイント6



チャンギ空港 (シンガポール)

シンガポールの気候を表すような大規模な壁面緑化の他にも、多くのガーデンが旅人を癒しています。

5. その他

夜景について

- ・低層部や屋根付き広場から漏れる光、植栽・水辺空間などを利用して魅力的な夜の光環境を生み出します。

横浜市では都市デザインの一貫として、歴史的建造物のライトアップなど、長く光の演出を行って来たという背景があります。新市庁舎の計画においても、夜間の賑わいを創出するよう、室内から漏れる光を意識してファサードのデザインを工夫し、落ち着いた色温度のある夜間の街路景観を演出します。高層部についても開口の工夫等で、夜の見え方も意識して計画します。また、樹木のライトアップなど、華美でない程度の照明を用いて水際の夜間景観を演出し、不快な照明環境を創出しないよう注意しながら、広場や通りの特徴に応じた夜間照明のデザインを行い、夜間の安全性や親しみやすさをつくり出します。



落ち着いた色温度で統一された象の鼻パーク

参照：都市デザインリーフレット（配布）
 ヨコハマ都市空間演出事業（HP）
[\(http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/design/m08/\)](http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/design/m08/)

木材利用について

- ・木材の利用により、健康的で温かみと潤いのある、環境、空間をつくります。

横浜市では「横浜市の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針」を平成26年3月に策定し、市が整備する公共建築物について、市民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に内装等の木質化を促進するとしています。議会や市民スペースの多い低層部、また職員の働く執務スペース等、人に近い場所で木材を使うことを考え、木材の持つ断熱性や調湿性、香り、木の温かみなどを活かした親しみやすい空間をつくります。



みなとパーク芝浦

参照：建築局 HP
[\(http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/archi/wood-timber/\)](http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/archi/wood-timber/)

6. 横浜らしさ（あとかぎ）

横浜は開港の歴史もあって、進取の気質がある、と良く言います。何かの「らしさ」を考える時、多くの場合はその何かの過去から抽出した要素を指しますが、横浜ではこの進取の気質があることから、「らしさ」も未来を志向しています。

この新市庁舎のデザインコンセプトブックは、新市庁舎をいかに横浜らしいものとして考えてもらえるか、その横浜らしさのヒントを伝える目的でつくりました。結局、新市庁舎における横浜らしさとは「新しい活動を支える、新しい空間」が長く機能するということに尽きるのかも知れません。ぜひ未来の横浜を支える、横浜らしい新市庁舎を市民の皆さまや事業者とともに実現していきたいと思います。



横浜市

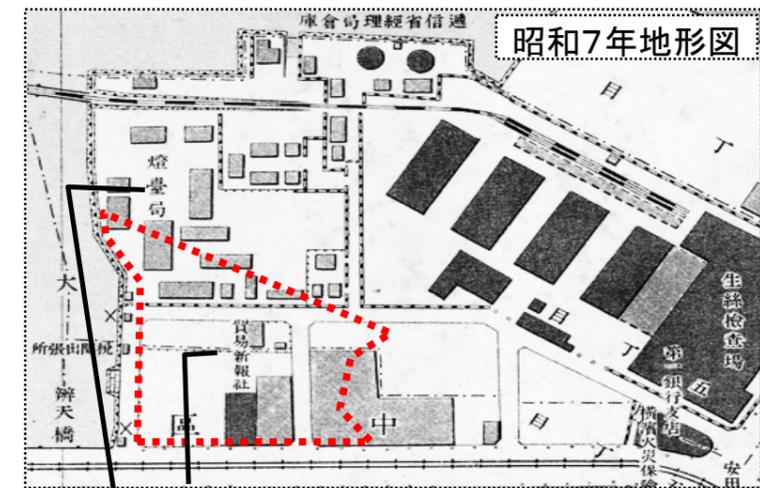
埋蔵文化財発掘調査について

試掘調査結果

新市庁舎整備予定地は、安政6年(1859)時点では沼地であり、北仲通南地区は明治元年(1868)までに埋め立てられたと考えられます。その後、開港期以降日本人居住地区、灯台局敷地①として利用され、さらに明治期以降には横浜貿易新報社屋②等の建物として利用されていました。

■埋蔵文化財試掘調査

- ・調査期間
平成27年3月19日～3月24日
- ・計画地面積
約13,500㎡
- ・調査箇所数
14箇所(5m×2m)
- ・調査実施者
市教育委員会
埋蔵文化財センター
都市発展記念館
※総務局 立会で実施



②横浜貿易新報

現在の「神奈川新聞」の旧社名。「神奈川新聞」は、明治23年に「横浜貿易新聞」として創刊されてから、「横浜新報」、「貿易新報」、「横浜貿易新報」、「神奈川県新聞」と様々な名称を経て現在の名称となっています。

①灯台局

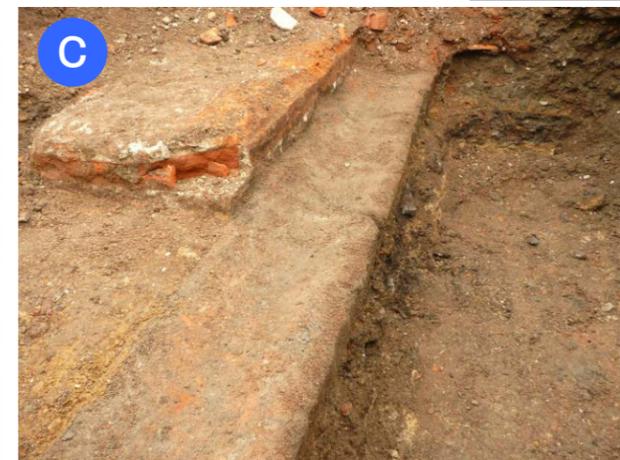
中央省庁として設置されていた通信省におかれていた局のひとつです。通信省は、郵便、電信、船舶業務などを管理していましたが、昭和24年に郵政省と電気通信省に分割されました。



アスファルト舗装直下で煉瓦の建物基礎と考えられる煉瓦積みの基礎が確認されました。基礎直上に、破碎された煉瓦片が多量に検出されました。



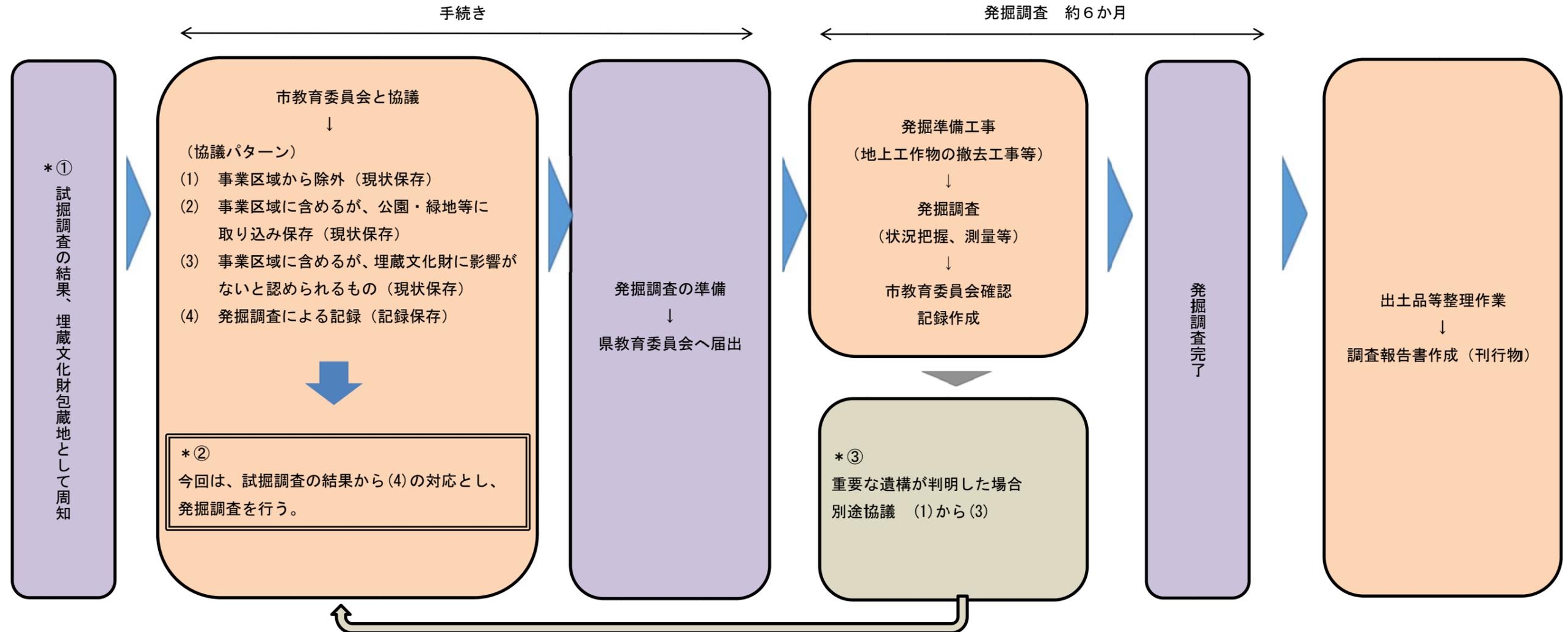
90cm×40cm程度の長方形の板状の凝灰岩が東西方向に列状に確認されました。上面に凹みが見られ、建物に付随する雨落ち的な役割を持つものと想定されます。



左記同様、長方形の板状の凝灰岩が東西方向に列状に確認されました。凝灰岩の北側に接して幅50cm程の煉瓦が2段積まれたものが確認できました。右側は大量の煉瓦片が堆積し、その下方に震災期の地業層が確認できました。



一部に震災期の堆積と考えられる地業層が残存しています。煉瓦製の下水道マンホールと考えられる構造物が確認されました。上部に4段分の煉瓦が継ぎ足されています。これは、震災後、瓦礫で地盤をかさ上げした際、マンホールも同様にかさ上げを行った結果と想定されます。この下水道施設は、震災以前の所産と考えられます。



***①**
市教育委員会に相談したうえで、新市庁舎整備予定地の一部（14か所）を掘削し、埋蔵文化財の状況を確認する試掘調査を行った。その結果、埋蔵文化財の存在が確認されたため、埋蔵文化財包蔵地として周知された。
*埋蔵文化財包蔵地では、工事施工前に発掘調査の届出が必要。

***②**
試掘範囲の遺構の状況は建物基礎部分のみまたは部分的な下水道施設等であることから、試掘範囲以外の遺構も断片的な構造物等であることが想定される。また戦後の建物の基礎による壊変の影響も受けていることから、事業計画の大規模な見直し等を必要とする状況ではないと想定された。

***③**
発掘調査の中で、専門職員により新たに歴史的意義が特に大きく、極めて重要な遺構が残っていることが判明した場合は、横浜市文化財審議会委員による確認などを実施するとともに、その保護措置について別途協議を行う。